○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	日野市多摩平四丁目一番三から同市多摩平四丁目一〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十七日

○関東地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	前橋市二之宮町一二四五番三地先から同市二之宮町一二〇七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十七日

国会事項

衆議院

議案提出

四月十五日内閣から提出した議案は次のとおりである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

質問書提出

四月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問主意書（大熊利昭提出）

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

四月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出いわゆる袴田事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する再質問に対する答弁書

質問主意書提出

四月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

国家公務員制度改革に関する質問主意書（大野元裕提出）（第七三号）

答弁書受領

四月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田和幸提出今般の消費税増税が百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

参議院議員浜田和幸提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対する答弁書（第六一号）

報告書提出

四月十五日委員長から次の報告書を提出した。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

参議院

議事日程

四月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

平成二十六年四月十六日（水曜日）

午前十時開議

第一　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領（予備審査）

四月十五日内閣から次の議案が送付された。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第七八号）

人事異動

外務省

（ブラジル国駐箚）特命全権大使　三輪　昭

ブラジル国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（関西担当）（三月十四日）

（大臣官房在外公館課営繕管理官）外務事務官　田村　良作

在カルガリー日本国総領事館総領事に転任させる（在パプアニューギニア日本国大使館兼在ソロモン日本国大使館参事官（大使））同　中嶋　敏

在ホーチミン日本国総領事館総領事に転任させる（以上三月十五日）

（アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課地域調整官）外務事務官　遠藤　和巳

在コルカタ日本国総領事館総領事に転任させる（三月十七日）

（在メルボルン日本国総領事館総領事）外務事務官　側嶋　秀展

辞職を承認する（三月三十日）

（在クリチバ日本国総領事館総領事）外務事務官　内山　美生

（在イタリア日本国大使館参事官（公使））同　太田　裕造

（在カルガリー日本国総領事館総領事）同　福田　進

（在ホーチミン日本国総領事館総領事）同　日田　春光

（在コルカタ日本国総領事館総領事）同　川口　三男

（在マナウス日本国総領事館領事）同　長沼　始

（在インドネシア日本国大使館参事官（公使））同　岡部　孝道

定年退職（各通）　西村　篤子

外務事務官（大臣官房）に採用する（各通）　花谷　卓治

（在ラオス日本国大使館参事官（公使））外務事務官　礒　正人

辞職を承認する（以上三月三十一日）　樋口　建史

特命全権大使ミャンマー国駐箚を命ずる　同　西村　篤子

ルクセンブルク国駐箚を命ずる　同　花谷　卓治

フィジー国兼バヌアツ国駐箚を命ずる（入国管理局参事官）法務事務官　菅宮　真樹

外務事務官（大臣官房）に転任させる（大臣官房審議官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）外務事務官　柳　秀直

在ミュンヘン日本国総領事館総領事に転任させる（在インドネシア日本国大使館参事官（公使））同　小川　秀俊

領事局外国人課長に転任させる（在フィリピン日本国大使館参事官（同））同　大森　摂生

辞職を承認する（領事局外国人課長）同　石崎　勇一

法務省に出向させる（以上四月一日）　平石　好伸

外務事務官（大臣官房）に採用する（四月二日）